

## 奈良県告示第四百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十七年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 起業者の名称 社会福祉法人晋栄福祉会
- 二 事業の種類 認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護施設整備事業
- 三 起業地

1 収用の部分 奈良県生駒市壱分町地内

2 使用の部分 なし

### 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、平成二十六年八月に開催された理事会において、本件事業の内容や事業費及び財源について説明を行い、本件事業を開始することについて、各理事の承認を受け、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じている。

また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあり、生駒市から本件事業の指定制定事業者として選定を受けている。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 得られる公共の利益

生駒市では、高齢者及び要介護認定者の増加に伴い、認知症高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう支援する認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護サービスについて、生駒市内に現存する事業所では、第五期生駒市ハ

ートフルプランの介護保険事業計画で見込んでいるサービス量を提供できない状況となっている。

本件事業の施行によって、認知症高齢者本人の意思を尊重し、個人としての自立した生活をするための支援や、介護の困難性を伴う家族への支援を十分に実施することが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が行った調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、生駒市地域密着型サービス事業者募集要項に定める地域内で三つの候補地について検討が行われた。

起業地は、他の二つの候補地と比較すると、利用者の生活利便性が高いこと、公共下水道が敷設されていること、事業費が経済的であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、生駒市では、認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護サービスについて、生駒市内に現存する事業所では、介護保険事業計画で見込んでいるサービス量を提供できない状況となっている。

このような状況に対処するため、生駒市によって、介護保険事業計画に基づき、本件事業に係る事業者の公募が行われ、審査の結果、指定予定事業者として選定を受けたのが起業者である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

生駒市役所福祉部介護保険課